中世益田普及啓発ＤＶＤ貸出要領

　（趣旨）

第１条　この要領は、日本遺産「中世日本の傑作　益田を味わう　―地方の時代に輝き再び―」の普及啓発を図るため、益田の歴史文化を活かした観光拠点づくり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が所有する中世益田普及啓発ＤＶＤ（以下「ＤＶＤ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸出物）

第２条　貸出しを行うＤＶＤは、別紙のとおりとする。

　（貸出対象者）

第３条　貸出対象者は、ＤＶＤを適正に管理できるものとする。ただし、使用目的が次のいずれかに該当する場合は、ＤＶＤの貸出しを受けることができない。

(1)　営利活動であるもの

(2)　宗教活動又は政治活動であるもの

(3)　法令又は公序良俗に反しているもの

(4)　その他実行委員会会長（以下「会長」という。）が不適当と認めたもの

　（貸出手続）

第４条　貸出しを希望するもの（以下「借受人」という。）は、貸出申込書に必要事項を記入し、実行委員会に提出するものとする。

２　実行委員会は、記載内容を確認し、ＤＶＤを貸し出すものとする。

　（貸出期間）

第５条　貸出期間は、原則として２週間以内とする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（貸出枚数）

第６条　ＤＶＤの貸出枚数は、同一の借受人に対して、原則として各種１枚までとする。

（利用目的の制限）

第７条　借受人は、貸出しを受けたＤＶＤの一部又は全部を無断で複製、改変、放送又は有料上映をしてはならない。

　（損害賠償）

第８条　借受人は、ＤＶＤを過失により亡失し、又は棄損したときは、現物又は相当の対価をもってこれを弁償しなければならない。

　（貸出料金）

第９条　貸出料金は、無料とする。

　（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附　則

この要領は、令和４年８月２３日から施行する。

（別紙）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| タイトル | 製作者 | 製作年 |
| ヒストリーオブ益田氏 | 活弁とミュージアム活性化事業実行委員会 | 2013年 |
| 日本遺産・雪舟庭園ＰＲ映像 | 益田の歴史文化を活かした観光拠点づくり実行委員会 | 2022年 |